

## 令和7年度 教職員の体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

### 1 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの考え方

#### (1) 体罰

体罰とは、身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、肉体的に苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）にあたりと判断されたものをいう。

参考：「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科初第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」

#### (2) 不適切な言動

児童生徒への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、児童生徒に対し著しく精神的な苦痛を与えるものを、不適切な言動と捉える。

- ・児童生徒の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ・高圧的・威圧的な指導に終始した言動
- ・発達段階への適切な配慮を欠いた言動

#### (3) セクシュアル・ハラスメント

教職員が児童生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいう。この「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指す。また性別により役割分担すべきとする意識が根底にあることに基づく言動も含まれる。

参考：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）  
（令和3年6月4日公布 令和4年4月1日施行）

※児童生徒への例示

- ・容姿（顔立ちや体つきなど）のことを言われたり体を触られたりして、嫌な思いをした。
- ・SNS等での個人的なやり取りを強要されたり、校外で私的に会おうと誘われたりした。

## 2 調査期間及び内容

### 【体罰調査】【不適切な言動調査】

#### (1) 第1次調査

- ① 期間 令和7年4月1日から令和7年11月21日まで
- ② 内容 ・児童生徒、保護者、教職員へのアンケート  
・アンケート以外で、児童生徒、保護者等から訴えのあった事案

#### (2) 第2次調査

- ① 期間 令和7年11月22日から令和8年3月31日まで
- ② 内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者等から訴えのあった事案を、令和8年3月31日まで随時報告

【セクシュアル・ハラスメント調査】

(1) 第1次調査

- ① 期間 令和7年4月1日から令和7年11月21日まで
- ② 内容 ・児童生徒（5年生以上）、保護者、教職員へのアンケート  
※R7からの取組  
 ・アンケート以外で、児童生徒、保護者等から訴えのあった事案

(2) 第2次調査

- ① 期間 令和7年11月22日から令和8年3月31日まで
- ② 内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者等から訴えのあった事案を、令和8年3月31日まで随時報告

3 調査上の配慮事項

- (1) アンケートについては、Google フォームのアンケート機能を活用した。  
 回答は、浜松市教育委員会が集約し、結果を各校に通知した。
- (2) 所属学年・学級、氏名については、自由記載とし、任意の記載欄を設定した。
- (3) Google アカウントと回答の紐づけを行わないことで、匿名性を確保した。

4 調査結果

(1) 体罰について

① 体罰の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高等学校	計
R4	43	15	0	58
R5	26	19	0	45
R6	23	9	0	32
R7	4	9	0	13

② 体罰の発生の場面 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		学校行事		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	28	2	2	1	9	5	1	3	0	0	1	0	2	4	43	15
R5	15	3	1	3	7	5	0	6	0	0	0	2	3	0	26	19
R6	11	3	0	0	8	2	0	2	0	0	1	1	3	1	23	9
R7	2	5	0	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	9

③ 体罰の発生の場所 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・体育館		教材室・生徒指導室		廊下・階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	24	4	0	0	11	5	0	0	5	3	3	3	43	15
R5	17	6	0	0	7	6	0	0	1	4	1	3	26	19
R6	16	4	0	0	3	2	0	0	3	2	1	1	23	9
R7	0	5	0	0	2	2	1	0	1	1	0	1	4	9

(2) 不適切な言動について

① 不適切な言動の件数

(件)

年度	小学校	中学校	高等学校	計
R4	26	20	2	48
R5	46	41	0	87
R6	42	17	2	61
R7	50	36	3	89

② 不適切な言動の発生の場面

(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動			学校行事			HR		その他			計		
	小	中	小	中	小	中	小	中	高	小	中	高	小	中	小	中	高	小	中	高
R4	22	8	0	1	0	2	0	9	2	0	0	0	1	0	3	0	0	26	20	2
R5	33	18	0	3	2	2	0	10	0	0	0	0	2	1	9	7	0	46	41	0
R6	30	8	0	1	7	1	1	4	0	0	0	1	2	3	2	0	1	42	17	2
R7	27	14	0	0	6	1	0	14	0	1	0	3	1	2	15	5	0	50	36	3

③ 不適切な言動の発生の場所

(件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館			教材室・ 生徒指導室			廊下・ 階段		その他			計		
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	高	小	中	小	中	高	小	中	高
R4	21	12	0	0	1	7	2	0	0	0	3	3	1	1	0	26	23	2
R5	35	18	0	1	12	0	0	0	0	0	0	1	9	9	0	46	41	0
R6	30	12	0	1	4	3	0	0	0	0	4	0	4	1	2	42	17	2
R7	34	16	0	0	5	12	0	0	0	3	4	1	7	7	0	50	36	3

(3) セクシュアル・ハラスメントについて

① セクシュアル・ハラスメントの件数

(件)

年度	小学校	中学校	高等学校	計
R4	1	3	0	4
R5	2	6	0	8
R6	0	1	0	1
R7	1	4	0	5

② セクシュアル・ハラスメントの発生の場面※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		学校行事		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
R5	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
R7	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	4

③ セクシュアル・ハラスメントの発生の場所※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛(件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3
R5	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
R7	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	4

## 5 本市のこれまでの取組

### (1) 通知文の送付

①令和7年 4月25日

「倫理研修の実施について(通知)」(教職員課)

②令和7年 6月16日

「体罰・不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取組について(通知)」  
(教職員課)

③令和7年 6月27日

「教職員の SNS 利用に関するガイドラインの徹底について(通知)」(教職員課)

④令和7年 7月11日

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について(通知)」  
(教育長)

⑤令和7年 7月17日

「1人1台端末を活用した相談窓口の整備・周知について(通知)」(総務課・教育支援課・  
教職員課)

⑥令和7年10月28日

「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」(25文科初第574号<平成25年8月9日  
>)

⑦令和7年10月28日

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18文科初第1019号<平成19年2月5日>)

※⑥⑦は、体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

⑧令和7年10月28日

「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」(文部  
科学大臣 令和5年10月20日)

⑨令和7年10月28日

「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行  
為」(教職員課 令和4年)

※⑧⑨は、セクシュアル・ハラスメント調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知して  
いる。

⑩令和8年 1月23日

「綱紀の粛正について(通知)」(教育長)

⑪令和8年 1月29日

「綱紀の粛正について【確認(依頼)】」(副参事メール)

## (2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について、教職員への指導の徹底を依頼。また、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントを指摘された教諭等について、必要に応じて、教職員課担当が学校に出向いて授業参観等を実施。

## (3) 研修会等

①令和7年 4月 9日

「第1回校長会議」 管理職への注意喚起

②令和7年 7月31日

「校長倫理研修会」

・講演「リスクへの自覚を促す校内倫理研修の効果的な進め方について」

講師 静岡大学教育学部 准教授 塩田真吾 氏

・「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動マニュアルについて」

教職員課

※R7 新規取組

③令和7年10月21日

「第3回校長会議」

体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメント調査の趣旨説明、実施依頼

④初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施

## (4) 管理職による継続した指導

①全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施

②各校において、具体的事例を基に不祥事の根絶について考える「ケースメソッド研修」を実施

③校長倫理研修を受け、不祥事を自分事として考える方法を活用した校内研修を実施

④「体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメント調査」実施時に、「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」を使つての確認と倫理研修を実施

⑤「体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメント調査」の分析と総括を各校で管理職が実施

## 6 令和8年度における取組（計画）

### 《新規》

(1)「こども性暴力防止法（日本版DBS）」（令和8年12月施行）の説明・周知

学校等で子供と接する立場にある者による性暴力を未然に防ぐため、性犯罪歴の確認や子供の安全確保の強化について、説明をし、周知徹底を図る。

### 《拡充》

(2) 新規採用教職員の倫理研修の充実（令和8年4月16日 初任者研修）

令和7年度の事務職員の不祥事を受け、新規採用教職員を対象に、一人一人が高い倫理観を保持し不祥事根絶を目指すための倫理研修を実施

- (3) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の、施行後3年見直しに伴う、基本的な指針の改訂等について（8文科教第340号<令和8年4月24日>）の説明・周知  
学校の初動対応の強化、不適切行為への対応の明確化、研修・相談体制の充実、再発防止策の実効性の向上を中心に改訂された基本指針を説明し、周知徹底を図る。
- (4) 「教職員のSNS利用に関するガイドライン」の改訂及び説明・周知  
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を踏まえ、SNS利用上の制限、私的に所有する端末の扱いの他、「児童生徒保護」「守秘義務」「信用保持」の観点で、現実的で汎用性の高いガイドラインへ改訂し、周知する。
- (5) 校長倫理研修会（令和8年7月15日 実施予定）  
講演「リスクへの自覚を促す校内倫理研修の効果的な進め方について（令和8年度版）」  
講師 静岡大学教育学部 准教授 塩田真吾 氏  
児童生徒への不適切な言動を自分事として捉え、考えを深める倫理研修の方法や最新の情報を学ぶ。研修後に、研修内容を生かした校内研修を実施するよう指示する。

《継続》

- (6) 「綱紀の粛正について」（令和8年4月8日 通知）  
職員が遵守すべき職務に関する倫理行動基準等の周知・徹底
- (7) 「倫理研修の実施について」（令和8年4月21日 通知）  
・各校において、第1回目の倫理研修を6月12日までに実施依頼  
（コンプライアンスセルフチェックシート・SNS利用チェックの活用）  
・本年度の重点項目「教員による児童生徒へのセクハラ行為・性暴力ゼロ」の周知  
・「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動マニュアル」の周知
- (8) 「体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて」（令和8年6月 通知予定）  
・令和7年度の調査結果報告  
・不祥事につながる具体事例を挙げることで、偶発的な事案であっても児童生徒、保護者等の捉え方によっては、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントとして受け取られることがあるという認識がもてるようにするとともに、適切で丁寧な対応を行っていきけるよう啓発する。
- (9) 全校への学校訪問  
校長面談や教頭面談を通して、各学校における取組状況や今後の方策について確認する。勤務サービス（不祥事根絶）について、再度伝えるとともに、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について全教職員へ指導の徹底を依頼する。
- (10) 管理職による教職員面談時に、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶のための個別指導を実施する。
- (11) 市内外の動きを注視し、適時に情報共有や不祥事根絶のための注意喚起を行う。
- (12) 職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起を実施する。
- (13) 複数回体罰・不適切な言動等を行った教職員に対して、必要に応じた個別研修を実施する。